



2 离婚

居住在日本的外国人在日本离婚时，需提交离婚申报。同时也需向其本国提交申报。与结婚时相同，不可忘记提交外国人登记等相关法律所规定的各项申报。（请参照[3 结婚与离婚时的各种申报](#)）

2-1 离婚申报

离婚申报是指离婚时向所在地的市区町村役所（政府）提交申报。离婚形式有通过协商的协议离婚、在家庭裁判所（法庭）参与下的调停离婚、审判离婚以及判决离婚。

(1) 夫妇的一方为外国人时

如双方都同意离婚，可按照日本的法律进行。但是在外国人其本国是否有效，则根据其国家法律而定。此外，国家不同其办理手续的方法也有所不同，请咨询在日大使馆或领事馆。如有必要，可申请取得离婚申报受理证明书。对于有子女的情形，还需提交子女亲权者的姓名以及同意该亲权的姓名申报。

所需资料	提交处/咨询处	提交时间	提交人
1 离婚申报（在市区町村役所（政府）备有表格） ※需 2 名成年证人签名与盖章 2 户口本誊本 1 份（日本人） 3 护照 4 外国人登记证明书 （请参照 B 外国人登记 2 ） 5 调停离婚等时，调停调书、判决书、判决书等誊本和确认证明书	结婚双方之一的居住地， 或者日本人本籍所在地的 市区町村役所（政府）	<协议离婚时>可随时提交 申报 <调停离婚等时>在调停等 确定日起 10 天之内提交申 报	<协议离婚时>夫妻双 方 <调停离婚、审判离婚、 判决离婚等时>离婚申 请人

※如需要，可在受理后领取离婚受理证明书。

● 不想离婚时

当夫妻中的日本人一方希望离婚时，如日本人一方在不经过另一方同意下在离婚申报上签字并提交役所（政府），则离婚即告成立。

当夫妻中的外国人一方不希望离婚时，可向日本人一方的本籍所在地的市区町村役所（政府）提交不受理申报申请。通过此方法，可在提交后 6 个月内阻止离婚申报的受理。如在 6 个月后仍未能解决问题，需再次提交相同的书面申请。



● 居留资格的变更

外国人与日本人的配偶者离婚后，同时失去了“日本人配偶者”的身份，尽管并非必须立即回国，但需在入境管理局办理居留资格变更手续。由于失去了“日本人配偶者等”居留资格，因此不可办理居留期限的更新手续。如继续希望在日本居留，必须取得其他居留资格(请参照[A居留资格 2-8](#))。

● 在双方国家办理了跨国结婚手续时

仅在日本办理了离婚手续，而忘记了在外国人的本国办理离婚手续时，在其本国仍处于结婚状态。当再婚等时，就可能引发麻烦。所以，也必须在其本国也必须要办理离婚手续。



样本

離婚届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日						
届 出	届 出						
送付 平成 年 月 日	長 印						
届 出							
受理課長	戸籍記録	記録課長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長

- 夫 氏 名
- 妻 氏 名
- 夫 生 年 月 日
- 妻 生 年 月 日
- 夫 住 所
- 妻 住 所
- 夫 本 籍
- 妻 本 籍
- 夫 父 母 の 氏 名
- 妻 父 母 の 氏 名
- 夫 離 婚 の 種 別
- 妻 離 婚 の 種 別
- 夫 婚 前 前 の 氏 名
- 妻 婚 前 前 の 氏 名
- 夫 未 成 年 の 子 の 氏 名
- 妻 未 成 年 の 子 の 氏 名
- 夫 同 居 の 期 間
- 妻 同 居 の 期 間
- 夫 寓 居 する 前 の 住 所
- 妻 寓 居 する 前 の 住 所
- 夫 寓 居 する 傍 の 業 務 の お も な 仕事 と
- 妻 寓 居 する 傍 の 業 務 の お も な 仕事 と
- 夫 妻 夫 妻 の 職 業
- 妻 夫 妻 夫 の 職 業

(1) 氏 名	夫 氏 名	妻 氏 名
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番 地 番 号	番 地 番 号
(住 民 登 録 して いる と こ ろ)	アット フォンズ 夫 親 土 の 氏 名	アット フォンズ 妻 親 土 の 氏 名
本 籍	番 地 番 号	
(外 国 人 の と き は 国 籍 だ け を 書 い て く だ さ い)	華 僑 者 の 氏 名	
父 母 の 氏 名	夫 の 父	続 き 柄
父 母 と の 続 き 柄	母	男 女
(夫 の 妻 父 母 は そ の 母 の 欄 に 書 い て く だ さ い)		
離 婚 の 種 別	<input type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決
	年 月 日 成立	年 月 日 成立
	年 月 日 確定	年 月 日 確定
婚 前 前 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 夫 は	<input type="checkbox"/> も と の 戸 籍 に も と る
も と る 者 の 本 籍	<input type="checkbox"/> 妻 は	<input type="checkbox"/> 新 し い 戸 籍 を つ く る
	番 地 番 号	番 地 番 号
未 成 年 の 子 の 氏 名	夫 が 親 権 を 行 う 子	妻 が 親 権 を 行 う 子
同 居 の 期 間	昭和・平成 年 月 から	昭和・平成 年 月 まで
(同 居 を 始 め た と き)		(別 居 し た と き)
寓 居 する 前 の 住 所	番 地 番 号	番 地 番 号
寓 居 する 傍 の 業 務 の お も な 仕事 と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている者 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している者 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（自営ではなく）の常用勤労者等で勤め先の従業員数が1人から9人までの者（日本または1年以上の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者等及び会社団体の役員の者（日本または1年以上の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から3にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる者 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない者 <input type="checkbox"/> 7. その他	
夫 妻 夫 妻 の 職 業	夫 の 職 業	妻 の 職 業
そ の 他		
届 出 人	夫	妻
署 名 押 印	印	印
事 件 簿 番 号	住 所 を 定 め た 年 月 日	通 電 話
	夫 年 月 日	先 益 害 通 話 が 取 れ る と こ ろ
	妻 年 月 日	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯

字は略さず丁寧に書いてください。



样本

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆順者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届出は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役所に出すときは、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。

そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき → 調停調査の謄本
- 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき → 和解調査の謄本
- 認諾離婚のとき → 認諾調査の謄本
- 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

		証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 押	名 印		
生 年 月 日		年 月 日	年 月 日
住 所		番 地 番 号	番 地 番 号
		番 地 番	番 地 番
本 籍		番 地 番	番 地 番
		番 地 番	番 地 番

→ 父母がいまだ結婚しているときは、母の氏は書かないで、名だけをかいてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

→ 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。



(2) 夫妇双方均为外国人时

由于各国离婚成立的条件不同，有关如何办理离婚手续等请咨询在日大使馆、领事馆。